# 寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

## 国 次

告 示		^°	ージ	○中国残留邦人等の円滑
○生活保護法に基づく指定医療機関の指	定	* \		に永住帰国した中国残
(地	域福祉推	進課)	825	配偶者の自立の支援に
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃	止			く指定介護機関の廃止
(	"	)	826	○中国残留邦人等の円滑
○生活保護法に基づく指定医療機関の再	開			に永住帰国した中国残
(	"	)	"	配偶者の自立の支援に
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃	止			く指定介護機関の辞退
(	"	)	"	○中国残留邦人等の円滑
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞	退			に永住帰国した中国残
(	"	)	827	配偶者の自立の支援に
○生活保護法に基づく指定施術機関の指	定			く指定施術機関の指定
(	"	)	"	○中国残留邦人等の円滑
○生活保護法に基づく指定施術機関の変	更			に永住帰国した中国残
(	"	)	"	配偶者の自立の支援に
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並	び			く指定施術機関の変更
に永住帰国した中国残留邦人等及び特	定			○保安林の指定
配偶者の自立の支援に関する法律に基	づ			○保安林の指定解除予定
く指定医療機関の指定 (	"	)	"	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並	び			公
に永住帰国した中国残留邦人等及び特	定			○大規模小売店舗立地法
配偶者の自立の支援に関する法律に基	づ			出
く指定医療機関の廃止 (	"	)	828	○林地開発行為に係る事
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並	び			
に永住帰国した中国残留邦人等及び特	定			○建築士の免許の取消し
配偶者の自立の支援に関する法律に基	づ			
く指定医療機関の再開 (	"	)	"	公
				○落札者の決定

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定	
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ	
く指定介護機関の廃止 (地域福祉推進課)	828
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定	
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ	
く指定介護機関の辞退 ( // // // // // // // // // // // // /	829
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定	
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ	
く指定施術機関の指定 ( / / / / / / / / / / / / / / / / / /	"
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定	
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ	
く指定施術機関の変更 ( // // // // // // // // // // // // /	"
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	830
○保安林の指定解除予定の通知 (南丹広域振興局)	"
公告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届	
出 (山城広域振興局)	"
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	
( " )	831
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	832
公 安 委 員 会	

## 告示

#### 京都府告示第562号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年11月25日

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名	指 定 年月日
いちのはしク リニック	宇治市	五ケ庄折り	坂56の 1	一ノ橋 紘 平	令 7.10.1
医療法人志誠 会まつした歯 科・矯正歯科 クリニック	1	小倉町蓮	池170の	医療法人志誠会	7. 10. 23
医療法人社団 恵心会美山四 季の里診療所 S D		美山町下'	宮ノ上ミ	医療法人社 団恵心会	7.11. 1

サン薬局木津店	木津川市木津駅前1の19	安井 将弘	7. 9.12
サン薬局木津 西店	# 木津池田20の8	"	IJ
サン薬局木津東店	# 城山台7の43の 3	11	IJ
クスリのアオ キ下狛薬局	相楽郡精華町大字下狛小 字拝殿 9	株式会社ク スリのアオ キ	7. 11. 1
サン薬局桜ヶ 丘店	″ ″ 桜が丘4丁 目24の14	安井 将弘	7. 9.12

野村歯科医院	京丹後市網野町浅茂川 1810	野村 和正	7. 9.30
サン薬局木津店	木津川市木津駅前1丁目 19	安井 将美	7. 9. 1
サン薬局木津東店	# 城山台7の43の 3	"	IJ
サン薬局木津 西店	ッ 木津池田20の8	"	11
サン薬局桜ヶ丘店	相楽郡精華町桜が丘4丁 目24の14	"	II.



生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出が あった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設	:者名	廃年	止 月日
川北整形外科 医院	宇治市 の1	大久保町	北ノ山24 ビル2 F	川北	苭三	令 7.	9. 20
医療法人相幸 会いちのはし クリニック	ıı .	五ケ庄折り	扳56の 1	医療法	去人相	7.	9. 30

#### 京都府告示第564号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出が あった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者	名	再年	開月日
有田医院	綴喜郡宇	治田原岡	叮緑苑坂	有田	裕	令 7.	6. 12

#### 京都府告示第565号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり 指定介護機関から廃止の届出があった。

令和7年11月25日

	開設者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
西田	幸弘	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	うまほり西田歯科医院	亀岡市篠町篠美晴15の7	令 6. 12. 31
糸井	恵子	<i>II</i>	ミドリ薬局	京丹後市峰山町呉服21	6. 12. 23

#### 京都府告示第566号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	辞 退 年月日
医療法人紫明会	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	医療法人紫明会うまほり歯科医院	亀岡市篠町篠美晴15の7	令 7. 1. 1



#### 京都府告示第567号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の 規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術氏	者の 名	施術所の 名 称		施術所の所在地	指 定年月日	Ē
山根	正裕	山根	正裕	宇治市伊勢田町中山75の 1 サンハイツ伊勢田 103	令 7.10.	8



#### 京都府告示第568号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術氏	f者の 名	施術所の 名 称		hit 4kt PLC (/ ) PLC (+ 180		
岡 翔平		新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院	宇治市伊勢田町毛語6の	令 7.10.	-
lml	711 T	旧	こじま治療院	2	7.10.	L
小川	由智	新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院	11	"	
71911	田省	旧	こじま治療院	"	"	

小嶋	章子	-	のぞみ訪問 マッサージ 治療院 こじま治療	字:	治市伊勢田町毛語 6 の	7.10. 1	
		旧	院				
小嶋	首節	新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院		n	,,	
1 . 30	7],哈特 10年1		こじま治療 院	"		,,	
浬口	)## m = m = m		のぞみ訪問 マッサージ 治療院		n	,,	
接山	澤田明男	旧	こじま治療院		"	"	
森田	恵	新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院		n	JJ	
лж ш	157	旧	こじま治療 院		"	.,	
梅川	梅川輝晃;		軍晃 梅川指圧院		久世郡久御山町栄2丁 目1の103	7. 10. 15	
1時/川					ル ル 下津屋 川原94の3	7. 10. 15	

#### 京都府告示第569号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

+060+

令和7年11月25日

医療機関

の名称

医療法人相幸

会いちのはし

野村歯科医院

サン薬局木津

サン薬局木津

サン薬局桜ヶ

東店

西店

丘店

クリニック

医院

所

川北整形外科|宇治市大久保町北ノ山24

1810

19

IJ

サン薬局木津 木津川市木津駅前1丁目

目24の14

在

の1 ホクユービル2F

京丹後市網野町浅茂川

五ケ庄折坂56の1

城山台7の43の

木津池田20の8

+060+

相楽郡精華町桜が丘4丁

地

開設者名

川北 苭三

医療法人相

野村 和正

安井 将美

IJ

幸会

廃止

年月日

7. 9.20

7. 9.30

IJ

7. 9. 1

IJ

IJ

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名	指 定 年月日
いちのはしク リニック	宇治市	五ケ庄折	坂56の 1	一ノ橋 紘 平	令 7.10.1
医療法人志誠 会まつした歯 科・矯正歯科 クリニック		小倉町選	፪池170の	医療法人志誠会	7. 10. 23
医療法人社団 恵心会美山四 季の里診療所 SD		美山町下	宮ノ上ミ	医療法人社団恵心会	7. 11. 1
サン薬局木津 店	木津川ī	<b>市木津駅</b>	前1の19	安井 将弘	7. 9. 12
サン薬局木津 西店	"	木津池	田20の8	"	11
サン薬局木津 東店	" 3	城山台	7 の43の	"	II.
クスリのアオ キ下狛薬局	相楽郡料字拝殿		字下狛小	株式会社ク スリのアオ キ	7. 11. 1
サン薬局桜ヶ 丘店	』 目24の1	12.	が丘4丁	安井 将弘	7. 9.12

## 京都府告示第571号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

#### 令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者	名	再年	開 月日
有田医院	綴喜郡宇 3の7	治田原	叮緑苑坂	有田	裕	令 7.	6. 12

#### 京都府告示第570号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

+040

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

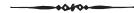
#### 京都府告示第572号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

+060+

令和7年11月25日

	開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
西田	日 幸弘	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	うまほり西田歯科医院	亀岡市篠町篠美晴15の7	令 6. 12. 31
糸爿	恵子	n.	ミドリ薬局	京丹後市峰山町呉服21	6. 12. 23



#### 京都府告示第573号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条 の2第5項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	辞 退 年月日
医療法人紫明会	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	医療法人紫明会うまほり歯科医院	亀岡市篠町篠美晴15の7	令 7. 1. 1



#### 京都府告示第574号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術氏	ř者の 名	施行名	析所の 称	施術所の所在地	指 定 年月日	•
山根	正裕	山根	正裕	宇治市伊勢田町中山75の 1 サンハイツ伊勢田 103		8

#### 京都府告示第575号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

+060+-

法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年11月25日

	施術者の 氏 名 名 称			施術所の所在地	変 更 年月日							
岡	翔平一		のぞみ訪問 マッサージ 治療院	宇治市伊勢田町毛語6の	令 7.10.1							
lm)			こじま治療 院	2	7.10. 1							
小川	小川 由智		のぞみ訪問 マッサージ 治療院	11	JJ							
37/1	Н	坦	こじま治療 院	"								
小嶋	小順 - 舎-乙		舎 乙.	舎乙	辛乙	会で	辛フ		新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院	II.	"
小嶋 章子		旧	こじま治療 院	"	"							

小嶋	小嶋 道範		のぞみ訪問 マッサージ 治療院	宇	治市伊勢田町毛語 6 の	7. 10. 1	
\1\n	但軋	旧	こじま治療 院	2		7.10. 1	
澤田	明男	新	のぞみ訪問 マッサージ 治療院		II.	JJ.	
洋川	9123	旧	こじま治療 院		"	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
森田	森田 恵		のぞみ訪問 マッサージ 治療院		II.	"	
7/2/ 1-4	75.	旧	こじま治療 院				
梅川	梅川 輝晃		羅目 控用作品的		新	久世郡久御山町栄2丁 目1の103	7. 10. 15
744-711			梅川指圧院		" " 下津屋 川原94の3	1. 10. 13	

京都府告示第576号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の 規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市峰山町鱒留小字寺谷40から45まで、45の1から45の5まで、46の1、46の2、47、47の乙、48から50まで、50の1、50の3、50の4、51、10002、10003、10003の1、10004から10010まで

- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 小字寺谷45・49・50・50の3・10010(以上5 筆について次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を 定めない。
  - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当 該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面 及び関係書類を閲覧することができる。)



#### 京都府告示第577号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、 次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水 産大臣から通知があった。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所 南丹市園部町竹井郡豆14の20
- 2 指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

### 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条 第1項の規定による変更の届出があったので、その届出 書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

- 1 届出事項の概要
- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田 賢一
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ宇治店 宇治市伊勢田町浮面59番ほか
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変更前	変更後	変 更年月日	変更理由
店舗において小売業の氏名又は住所が 名又は住所が とびに法人にあっては代	東京都目黒 区青葉台二 丁目19番10	ン・キホー テ 東京都目黒 区青葉台二 丁目19番10 号 代表取締役	令 7. 9.26	小売業を行う 者の代表者の 変更のため

- 2 届出年月日 令和7年11月6日
- 3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進 課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携·推進 課

+0/0+-

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見 地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出 することができる。

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地

有限会社二和産業

取締役 八木 昌司

綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜20番地

- 2 林地開発行為の目的 土石の採掘(砂利)
- 3 林地開発行為をしようとする区域 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字平山12番1ほか(次 の図のとおり)
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積7.7~クタール
- 5 期間
- (1) 林地開発行為を行う期間 令和8年4月9日から令和11年4月8日まで

(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

令和7年4月9日から令和19年1月31日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための 措置
周辺道路の汚れ の発生		場内の車両出入口に タイヤ洗浄機を設置 し、運搬車両の汚れを 除去する。
交通量の増加	"	場内出入口、交差点 に交通誘導員を配置す る。 場内出入口から国道 307号までの間の交通 については、時速30km 以下とする。 通勤、通学時間帯の 交通混雑及び事故発生 を避けるため、車両の 出入時間は午前9時か ら午後4時までとする。
粉じんの発生	//	粉じんの発生や飛散 を防止するため、散水 を行う。
濁水の発生	"	場内排水を沈砂容量 を確保した防災池に集 水し、泥分を沈下させ た後に場外に排水する。
河川水量の増加	"	場内排水を防災池に 集水し、好天時に場外 に排水する。
騒音の発生	//	緩衝帯として、区域 外周部に残置森林を設 ける。 低騒音、低振動型重 機を使用する。

#### 8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課 宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- (3) 宇治田原町建設環境課 綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番1
- (4) 有限会社二和産業 綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜20番地

9 縦覧期間

令和7年11月25日(火)から令和7年12月24日(水) まで

- 10 意見書の提出期間及び提出先
  - (1) 提出期間

令和7年11月25日(火)から令和7年12月24日(水) まで

(2) 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所に おいて縦覧に供する。)

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第1項の規 定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

-10/01

令和7年11月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏	名	免許の別	登録番号	取消理由
令 7. 11. 14	片山	義朗	二級建築士	第16873号	第2号該当
"	"		木造建築士	第1578号	"

#### 公安委員会

#### 京都府警察本部告示第127号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年11月25日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 拠点及び交番等ネットワーク回線提供業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日 令和7年9月19日

832

4 落札者の名称及び所在地 株式会社オプテージ 大阪市中央区城見二丁目1番5号

- 5 落札金額 588, 244, 800円
- 6 契約の方法一般競争入札
- 7 入札公告日
  - 令和7年8月8日